



長野県告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人信濃の星	指定訪問介護事業所 おたすけ・ぴあっと	長野県長野市稲葉上千田103-1	平成22年 3月16日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社グリーンリバー信更	第二宅老所しんこう	長野県長野市信更町安庭1070番地	平成22年 3月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人信濃の星	指定居宅介護支援事業所 おたすけ・ぴあっと	長野県長野市稲葉上千田103-1	平成22年 3月16日

3 指定介護予防サービス事業者

介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社グリーンリバー信更	第二宅老所しんこう	長野県長野市信更町安庭1070番地	平成22年 3月16日

長寿福祉課

長野県告示第131号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第168号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日以降に行われる療養の給付等から適用します。

平成22年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

第1中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

第2第1号中「乳幼児」を「乳幼児等」に、「満6歳」を「満9歳」に改め、同第2第2号ウ中「1級」を「2級以上」に改める。

第3第1項の表の医療費補助金の項中「乳幼児」を「乳幼児等」に、「精神障害者保健福祉手帳交付者の入院」を「乳幼児等のうち満6歳に達する日以降の最初の3月31日の翌日から満9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者の入院以外に係るもの、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が1級の者の入院に係るもの及び精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級の者の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条第1項の認定を受けた者に係る障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号に規定する医療以外」に改め、同第3第2項第4号の表のア 障害者の項中「精神障害者保健福祉手帳交付者」の次

に「のうち障害等級が1級の者」を加え、

身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級の者

を

身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級の者

に改める。

精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級の者

医療政策課国保・医療福祉室

長野県告示第132号

事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針(平成18年長野県告示第566号)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月23日

長野県知事 村井 仁

第4中「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(平成18年経済産業省告示第65号)を「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(平成21年経済産業省告示第66号)に改める。

別表1中

34.1	33.6
36.7	36.7
38.2	37.7
39.1	39.1
41.7	41.9
41.9	40.9
35.6	29.9
50.2	50.8
44.9	44.9
54.5	54.6
40.9	43.5
28.9	29.0
26.6	25.7
27.2	26.9
30.1	29.4

を

に、

自然保護課

長野県告示第133号

長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第32条第3項の規定により、次の保護回復事業の事業計画を認定しました。

平成22年3月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 認定を受けた者の住所及び氏名
諏訪郡富士見町落合10777
富士見町アツモリソウ再生会議 会長 中山 洋
- 2 認定を受けた保護回復事業の事業計画
富士見町アツモリソウ保護回復事業計画

長野県告示第134号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年3月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画下水道事業 松本市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和25年11月16日から
平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

昭和25年建設省告示第217号、昭和30年建設省告示第700号、昭和41年建設省告示第2583号、昭和43年建設省告示第2921号、昭和47年長野県告示第213号、昭和48年長野県告示第145号、昭和53年長野県告示第118号、昭和55年長野県告示第315号、昭和57年長野県告示第430号、昭和58年長野県告示第271号、昭和60年長野県告示第384号、昭和61年長野県告示第769号、同年長野県告示第934号、昭和63年長野県告示第227号、平成元年長野県告示第774号、平成4年長野県告示第603号、平成6年長野県告示第321号及び平成12年長野県告示第4号、平成18年長野県告示第139号の事業地の内、松本市大字浅間温泉字真観寺、大字今井字上新田、字中道、字原際、字原田、字松本道及び字西堰、大字入山辺字石原、字宮ノ下及び大字入山辺の一部、大字内田字浅田、字白川道上、字立原、字ツイジ、字寺村、字新田及び字新田山道北、大字岡田伊深字から虫、大字岡田下岡田字上ノ原、字土田及び字土田山、大字岡田町字柏田、大字神林字板島、字唐沢、字藤塚、字痘宮及び大字神林の一部、大字寿小寺の一部、大字寿白瀬字勘之函屋敷、大字里山辺字下矢崎、字中嶋、字下ヤサキ及び大字里山辺の一部、大字島内字川原、字巾下、字ク祢添、字コマキ、字原田、字本郷、字坊端及び大字島内の一部、大字島立字稲荷、字北浦、字東ウラ、字坊添及び大字

環境政策課

別表4中

3.4	3.41
8.4	8.41
34.1	33.6
36.7	36.7
38.2	37.7
39.1	39.1
41.7	41.9
41.9	40.9
35.6	29.9
50.2	50.8
44.9	44.9
54.5	54.6
40.9	43.5
28.9	29.0
26.6	25.7
27.2	26.9
30.1	29.4

を

に改める。

島立の一部、大字中山字河原田、字中山、字宮ノ上及び字宮ノ下、大字新村字アゲミ、字社宮司、字北海道、字前田、字宮ノ東、字屋敷添、字沢口及び大字新村の一部、大字寿小赤の一部、大字和田字北西原、字塚、字下西原、字中沖、字古宮、字南西原、字柳原及び大字和田の一部、神田一丁目の一部、神田二丁目の一部、寿北六丁目の一部、寿北九丁目の一部、大字笹賀の一部、大字稲倉の一部、並びに大字空港東の一部において事業地を変更し、大字島内字十ヶ汐下の一部を削除する。

生活排水課

長野県告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称
塩尻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
塩尻都市計画下水道事業 塩尻市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和48年10月1日から
平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和48年長野県告示第575号、昭和55年長野県告示第314号、昭和56年長野県告示第712号、昭和59年長野県告示第118号、昭和60年長野県告示第385号、平成元年長野県告示第656号、平成7年長野県告示第542号、平成12年長野県告示第543号、平成14年長野県告示第384号及び平成17年長野県告示165号の事業地のうち塩尻市大字広丘野村字角前及び字桔梗ヶ原並びに大字広丘高出字北原、字西村、字渋沢及び字上村並びに大字塩尻町字観音堂及び字神田の各一部の区域を削り、大字広丘吉田字堰西、字原際及び字広牧並びに大字広丘野村字中道、字前田及び字原口並びに大字広丘高出字下原、字下村、字古屋敷、字西田、字西村及び字上村並びに大字広丘堅石字下原及び字東原並びに大字広丘郷原字東原、字南原、字桔梗ヶ原、字上原及び字横沢並びに大字宗賀字桔梗ヶ原、字床尾、字平出及び字洗馬並びに大字大門字桔梗ヶ原並びに大字棧敷字才ノ神並びに大字長畝字五日市場及び字栗木沢並びに大字堀之内字井尻並びに大字塩尻町字宗張、字池ノ入、字松山及び字永井坂並びに大字下西条字松葉及び字道端並びに大字中西条字中西条並びに大字上西条字又田、字屋敷添、字野田打、字川端及び字峰畑並びに大字片丘字宮北、字大伴ノ木、字山神上、字南唐沢、字権現、字中屋敷、字金井及び字源十久保地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第136号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

平成22年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

名 称	条 項
計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）	第96条（同条の表の第3号及び第6号に掲げる報告書の提出に限る。）

ものづくり振興課

長野県告示第137号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成22年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
千曲市大字倉科字北山1716、1717の2、1717の4、1718の2、1720の6、1720の7、1720の9
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北山1716、1717の4、1718の2（次の図に示す部分に限る。）、1720の7
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第138号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成22年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

- 1 作業種類
基本測量（機動観測）
- 2 作業期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

3 作業地域
小諸市

建設政策課

長野県告示第139号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成22年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

1 作業種類
基本測量（地理識別子整備業務）

2 作業期間
平成22年 3月26日から平成22年10月29日まで

3 作業地域
駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第140号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成22年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

1 作業種類
基本測量（基準点現況調査作業）

2 作業期間

長野県告示第142号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに関係の砂防事務所、市役所に備え置きます。

平成22年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

区域名	区 域 の 範 囲	市町村名	大字	字	地 番	標柱番号
置原	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域	長野市	信州新町日原西	置原	1329番	1号
		〃	〃	袖山	1313番	2号
		〃	〃	立山	1594番イ	3号
		〃	〃	〃	1605番1	4号及び5号
		〃	〃	置原	1583番1	6号
		〃	〃	〃	1397番	7号
		〃	〃	〃	1409番1	8号
		一字田 (追加)	昭和45年10月12日長野県告示第602号で指定した 一字田急傾斜地崩壊危険区域の標柱3号と4号を結んだ線、標柱3号と右に掲げる地番の土地に存する標柱9号を結んだ線、標柱9号から11号までを順次結んだ線及び標柱11号と昭和45年10月12日長野県告示第602号で指定した 一字田急傾斜地崩壊危険区域の標柱4号を結んだ線に囲まれた区域	大町市	美麻	ウトウ
〃	〃			崩田道上	17556番2	10号
〃	〃			家ノ東	17507番1	11号

砂 防 課

平成21年10月1日から平成22年2月26日まで

3 作業地域

長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、北佐久郡軽井沢町・御代田町・立科町、小県郡長和町・青木村、諏訪郡下諏訪町・富士見町、上伊那郡辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村、下伊那郡松川町・高森町・豊丘村、木曾郡木曾町、東筑摩郡波田町・筑北村、北安曇郡池田町・松川村・白馬村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、下高井郡山ノ内町・木島平村・野沢温泉村、上水内郡信濃町・飯綱町

建設政策課

長野県告示第141号

佐久市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

1 作業種類
公共測量（佐久市都市計画基本図修正）

2 作業期間
平成21年11月18日から平成22年3月10日まで

3 作業地域
佐久市

建設政策課

長野県告示第143号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成22年3月16日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成22年3月23日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
有限会社 いれぶん	長野市川中島町今里300番地の10	長野市川中島町今里300番地の10 古森沢団地東遊園地前 ベンリスター・イレブン

会計課

長野県木曾建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月23日

長野県木曾建設事務所長 赤羽 敏雄

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 361号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町日義628番の2地先から木曾郡木曾町日義718番の1番地先まで	旧	m 12.0~34.8	km 0.1061
同 上	新	17.0~76.0	0.1061

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 361号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町日義547番の2地先から木曾郡木曾町日義547番の72地先まで	旧	m 9.2~19.0	km 0.2543
同 上	新	12.0~26.0	0.2543

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 361号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町日義547番の42地先から木曾郡木曾町日義547番の20地先まで	旧	m 10.0~35.0	km 0.3241
同 上	新	10.0~35.0	0.3241

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 中津川山口線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町田立2234番の18地先から木曾郡南木曾町田立2223番の3地先まで	旧	m 4.6~7.0	km 0.1896
同 上	新	4.6~7.4	0.1896

- 5(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 中津川山口線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町田立2200番の1地先から木曾郡南木曾町田立2187番の1地先まで	旧	m 5.4~10.8	km 0.1389
同 上	新	5.4~11.4	0.1389

- 6(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 中津川山口線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町田立2163番の1地先から木曾郡南木曾町田立2146番の4地先まで	旧	m 4.1~8.8	km 0.2065
同 上	新	4.1~17.0	0.2065

- 7(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 中津川山口線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町田立1527番の1地先から木曾郡南木曾町田立1276番地先まで	旧	m 5.6~43.0	km 0.1690
同 上	新	9.6~58.5	0.1718

- 8(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 南木曾停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町読書3645番の4地先から木曾郡南木曾町読書3645番の20地先まで	旧	m 5.0~11.0	km 0.0369
同 上	新	5.2~11.0	0.0369

9(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 須原大桑停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡大桑村須原1453番地先から 木曾郡大桑村須原1490番の6地先 まで	旧	7.0~27.0 m	0.3405 km
同 上	新	7.0~35.6	0.3405

10(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 須原大桑停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡大桑村須原1171番地先から 木曾郡大桑村須原1294番の1地先 まで	旧	5.8~12.0 m	0.1500 km
同 上	新	5.8~13.6	0.1500

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月23日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

1 路線名 152号

2 供用を開始する区間

伊那市高遠町東高遠194番の1地先から

伊那市高遠町東高遠2047番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成22年3月25日

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年3月23日

長野県木曾建設事務所長 赤羽 敏雄

1(1) 路線名 361号

(2) 供用を開始する区間

木曾郡木曾町日義628番の2地先から

木曾郡木曾町日義718番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月23日

2(1) 路線名 361号

(2) 供用を開始する区間

木曾郡木曾町日義547番の2地先から

木曾郡木曾町日義547番の72地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月23日

3(1) 路線名 361号

(2) 供用を開始する区間

木曾郡木曾町日義547番の42地先から

木曾郡木曾町日義547番の20地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月23日

4(1) 路線名 中津川山口線

(2) 供用を開始する区間

木曾郡南木曾町田立2234番の18地先から

木曾郡南木曾町田立2223番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月23日

5(1) 路線名 中津川山口線

(2) 供用を開始する区間

木曾郡南木曾町田立2200番の1地先から

木曾郡南木曾町田立2187番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月23日

6(1) 路線名 中津川山口線

(2) 供用を開始する区間

木曾郡南木曾町田立2163番の1地先から

木曾郡南木曾町田立2146番の4地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月23日

7(1) 路線名 中津川山口線

(2) 供用を開始する区間

木曾郡南木曾町田立1527番の1地先から

木曾郡南木曾町田立1276番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成21年3月23日

8(1) 路線名 南木曾停車場線

(2) 供用を開始する区間

木曾郡南木曾町読書3645番の4地先から

木曾郡南木曾町読書3645番の20地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月23日

9(1) 路線名 須原大桑停車場線

(2) 供用を開始する区間

木曾郡大桑村須原1453番地先から

木曾郡大桑村須原1490番の6地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月23日

10(1) 路線名 須原大桑停車場線

(2) 供用を開始する区間

木曾郡大桑村須原1171番地先から

木曾郡大桑村須原1294番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年3月23日

道路管理課